₩ 北陸電力

第97回 定時株主総会

招集ご通知

日時

2021年6月25日(金曜日) 午前10時

場所

富山市牛島町15番1号 北電ビル 2階大ホール

議決権行使期限:2021年6月24日(木曜日)

午後5時まで

〈新型コロナウイルス感染症への対応について〉

- ・感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。
- ・マスクを着用されない方,発熱があると認められる方,体調不良と思われる方はご入場をご遠慮いただきます。
- ・本株主総会は、感染拡大防止のため、議場における報告事項や議案の詳細な説明を省略させていただくなどにより、開催時間を短縮させていただきます。

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

目 次

	主総会招集ご通知	,
株主総会参考	書類(議案および参考事項)	
<会社提案>		
第1号議案	剰余金処分の件	5
第2号議案	取締役9名選任の件	6
第3号議案	監査役1名選任の件	14
<株主提案>		
第4号議案	定款一部変更の件 (1)	15
第5号議案	定款一部変更の件 (2)	17
第6号議案	定款一部変更の件 (3)	18
第7号議案	定款一部変更の件 (4)	20
第8号議案	定款一部変更の件 (5)	22
添付書類		
事業報告…		24
連結計算書類	頁·····	45
		47
		49
株主総会会場る	二案内	表級

事業報告,連結計算書類および計算書類の一部は、インターネット上の当社ホームページに掲載しております。 http://www.rikuden.co.jp/stock/shareholders.html

北陸電力株式会社

株主各位

富山市牛島町15番1号北陸電力株式会社代表取締役会長久和

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、**以下のいずれかの方法により、2021年6月24日(木曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますよう**お願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」を必ずご確認のうえ、上記の行使期限までに 各議案に対する賛否をご入力ください。

なお、書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とし、インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、 最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬具

記

- 1. 日 時 2021年6月25日 (金曜日) 午前10時
- 2.場所富山市牛島町15番1号北電ビル 2階大ホール

本年も昨年同様,感染拡大防止のため,座席の間隔を拡げることから,ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第97期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告,連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第97期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選仟の件

<株主提案(第4号議案から第8号議案まで)>

- 第 4 号議案 定款一部変更の件(1)
- 第5号議案 定款一部変更の件(2)
- 第6号議案 定款一部変更の件(3)
- 第7号議案 定款一部変更の件(4)
- 第8号議案 定款一部変更の件(5)
- 上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

次の事項につきましては、法令および定款第14条の2の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (http://www.rikuden.co.jp/stock/shareholders.html) に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。これらの事項は、本招集ご通知の添付書類とともに、監査役および会計監査人の監査対象となっております。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容およびその運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ(http://www.rikuden.co.jp/)に掲載してお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応に関する 株主さまへのお願い

- ・会場受付付近で、ご来場の株主さまのためのアルコール消毒液を配備いたしますので、手 指の消毒をお願いいたします。株主さまにおかれましては、マスクの持参・着用をお願い 申しあげます。マスクを着用されない方はご入場をご遠慮いただきます。
- ・会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる 方はご入場をご遠慮いただきます。
- ・株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主さまにおかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ホームページ (http://www.rikuden.co.jp/) より、発信情報をご確認くださいますよう、あわせてお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申しあげます。

1. 議決権行使の方法について

(1) パソコンまたは携帯電話をご利用の方

以下のウェブサイトにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトURL】 https://www.web54.net

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただき、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。 (「議決権行使コード」および「パスワード」のご入力は不要です。)

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、 議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要が あります。

2. 議決権行使に関する注意事項について

- (1) インターネットによる議決権行使は、2021年6月24日(木曜日)午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主さまのご負担となります。
- (3) パソコン,携帯電話またはスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては,議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては,以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート (専用ダイヤル) 🚾 0120-652-031 (午前9時~午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)> 第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分にあたりましては、安定配当を継続し、株主の皆さまにお応えしていくとともに、経営基盤の安定・強化に資するため、内部留保の充実を図っていくことを基本方針としております。 事業報告に記載のとおり、一定程度の利益を確保できたことから、上記方針に基づき、期末における配当金につきましては、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

第97期 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株あたりの期末配当金

10円

期末配当金総額

2,087,680,680円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

現任取締役11名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役の比率を高めることにより、取締役会における経営の監督機能強化を図るため、取締役を2名減員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		E	£	名	現在の当社における地位
1	*************************************	并	pht.h	再任	代表取締役社長 社長執行役員
2	松		光司	再任	取締役 常務執行役員
3			申 彦	再任	代表取締役副社長 副社長執行役員
4			和 久	再任	代表取締役副社長 副社長執行役員
5		たにせ	· b b b b b b b b b b b b b b b b b b b	再任	取締役 常務執行役員
6	υ s Ψ	te H	nte a	再任	取締役 常務執行役員
7	» р ∏		章 男	再任 社外	取締役
8	高		終 雄	再任 社外	取締役
9			建 樹	再任 社外	取締役

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴,地位,担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1		1977年 4 月 当社入社 2010年 6 月 当社常務取締役 2013年 6 月 当社代表取締役副社長 2015年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 黒部川電力株式会社代表取締役 一般社団法人世界原子力発電事業者協会東京センター 議長	50,055株
	笠 井 堂 (1954年10月19日生) 再 任	<取締役候補者の選任理由> 1977年の入社以来,主に原子力発電関係業務に従事し, 役社長 社長執行役員を務めております。当社での豊富な第 ループ経営全般に関する知見を有しており,引き続き取締 お願いするものであります。	美務経験と当社グ
2	松	1985年 4 月 当社入社 2016年 6 月 当社執行役員営業本部エネルギー営業部長 2018年 6 月 当社執行役員石川支店長 2019年 6 月 当社取締役 常務執行役員(現在に至る) 2020年 6 月 当社営業本部長委嘱(現在に至る) <現在の担当> 営業本部長 営業本部長 営業本部に 営業本部に 営業本部では、お客さまサービス部)、電力取引部 <重要な兼職の状況> 北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社代表取締役社長 富山共同自家発電株式会社代表取締役社長	28,700株
	再任	<取締役候補者の選任理由> 1985年の入社以来、主に営業関係業務に従事し、現在 行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社 般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任 のであります。	上グループ経営全

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴,地位,担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
3	岩 黨 伸 彦 (1957年7月23日生)	1983年4月 当社入社 2012年6月 当社執行役員石川支店長 2015年6月 当社取締役常務執行役員 2017年6月 当社代表取締役副社長副社長執行役員 (現在に至る) 当社地域共生本部長原子力本部長委嘱(現在に至る) < 現在に至る)	34,462株
	再任	1983年の入社以来,主に原子力発電関係業務に従事し, 役副社長 副社長執行役員を務めております。当社での豊富 社グループ経営全般に関する知見を有しており,引き続き 任をお願いするものであります。	『な業務経験と当
		1984年 4 月 当社入社 2013年 6 月 当社総務部長 2015年 6 月 当社執行役員石川支店長	
4	Art	2018年 6 月 当社取締役 常務執行役員 2020年 6 月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 (現在に至る) <現在の担当> 地域広報部, 人事労務部, 総務部, 立地部, 資材部 <重要な兼職の状況> 北電パートナーサービス株式会社代表取締役社長 北陸電力ウィズスマイル株式会社代表取締役社長	8,000株
	(1961年6月12日生) 再任	<取締役候補者の選任理由> 1984年の入社以来,主に法務関係業務に従事し,現在, 長 副社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務 一プ経営全般に関する知見を有しており,引き続き取締役 願いするものであります。	務経験と当社グル

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
5	Lis to 誓 监	1983年 4 月 当社入社 2014年 6 月 当社火力部長 2016年 6 月 当社執行役員火力部長 2018年 6 月 当社取締役 常務執行役員(現在に至る) <現在の担当> 環境部,燃料部,火力部 <取締役候補者の選任理由> 1983年の入社以来,主に火力発電関係業務に従事し、務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と	
	(1960年4月13日生)	営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として るものであります。	
6		1986年 4 月 当社入社 2014年 6 月 当社経営企画部部長 2018年 6 月 当社執行役員経営企画部長 2020年 6 月 当社取締役 常務執行役員(現在に至る) <現在の担当> 経営企画部,事業開発部,経理部 <重要な兼職の状況> 北陸電力ビジネス・インベストメント合同会社職務執行者社長	5,000株
	平 由 <u>海</u> (1962年6月22日生) 再 任	<取締役候補者の選任理由> 1986年の入社以来,主に経営企画関係業務に従事し, 務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と 営全般に関する知見を有しており,引き続き取締役として るものであります。	当社グループ経

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴,地位,担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
7	新加斯 在 達 男 (1940年1月27日生) 再 任 社 外	1962年 3 月 福井精練加工株式会社(現セーレン株式会社)入社 1985年 8 月 セーレン株式会社常務取締役 1987年 8 月 同社代表取締役社長 2003年 6 月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 2005年10月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者兼最高経営責任者 2006年 6 月 福井県経営者協会会長 2008年 6 月 当社監査役 2009年 3 月 福井商工会議所会頭 2011年 6 月 セーレン株式会社代表取締役会長兼社長兼最高執行責任者兼最高経営責任者 2014年 6 月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者(現在に至る) 2015年 6 月 当社取締役(現在に至る) <重要な兼職の状況>セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者 KBセーレン株式会社代表取締役会長 Seiren U.S.A. Corporation取締役会長 タイキン工業株式会社社外取締役 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ社外取締役(監査等委員) 富士フイルムホールディングス株式会社社外取締役	37,000株
		<取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要> セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者であ	
		る幅広い知識・経験を有しております。また,人格・識男	
		ことから、その企業経営者としての豊富な経験や識見を活	
		な立場から指導・助言をいただくことを期待し、引き続き	5社外取締役候補
		者として選任をお願いするものであります。	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴,地位,担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
8	** **本 **本 **本 **本 (1948年4月2日生) 再 任	1971年 4 月 株式会社北陸銀行入行 1998年 6 月 同行取締役 2002年 6 月 同行代表取締役頭取 2002年 7 月 社団法人富山県銀行協会(現一般社団法人富山県銀行協会)会長 2003年 9 月 株式会社ほくぎんフィナンシャルグループ(現株式会社ほくほくフィナンシャルグループ)代表取締役社長 2009年 4 月 富山経済同友会代表幹事 2013年 6 月 株式会社北陸銀行特別顧問 2013年11月 富山商工会議所会頭(現在に至る) 2014年 6 月 当社監査役 2015年 6 月 当社取締役(現在に至る) 2016年 7 月 株式会社北陸銀行特別参与(現在に至る) <重要な兼職の状況>富山商工会議所会頭 日医工株式会社社外取締役 川田テクノロジーズ株式会社社外取締役(監査等委員)	18,300株
	社外	<取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要> 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ代表取締役を	
		社北陸銀行代表取締役頭取を経験されるなど, 経営に関す	
		経験を有しております。また,人格・識見共に優れている	
		企業経営者としての豊富な経験や識見を活かして, 客観的ァ 助言をいただくことを期待し, 引き続き社外取締役候補者	
		一切言をいたたくことを知行し、引き続き社外収益収険価値 願いするものであります。	ヨこひく医止での

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴,地位,担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
9	s 安	1973年 4 月 株式会社北國銀行入行 2004年 6 月 同行専務取締役 2006年 6 月 同行代表取締役頭取 2006年 7 月 社団法人石川県銀行協会(現一般社団法人石川県銀行協会)会長 2014年 4 月 一般社団法人金沢経済同友会代表幹事 2016年11月 金沢商工会議所会頭(現在に至る) 2017年 6 月 当社取締役(現在に至る) 2020年 6 月 株式会社北國銀行相談役(現在に至る) <重要な兼職の状況> 金沢商工会議所会頭 澁谷工業株式会社社外監査役	5,100株
	(1950年7月13日生) 再 任 社 外	<取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要>株式会社北國銀行代表取締役頭取を経験されるなど、終い知識・経験を有しております。また、人格・識見共に優ら、その企業経営者としての豊富な経験や識見を活かしてから指導・助言をいただくことを期待し、引き続き社外取て選任をお願いするものであります。	経営に関する幅広 憂れていることか て,客観的な立場

- (注) 1 川田達男、髙木繁雄および安宅建樹の各氏は、社外取締役候補者であります。
 - 2 川田達男, 髙木繁雄および安宅建樹の各氏につきましては, 株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し, 届け出ております。
 - 3 高木繁雄氏が社外取締役に就任している日医工株式会社において、不適切な医薬品の製造管理および 品質管理の事実が判明し、2021年3月3日に富山県より医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安 全性の確保等に関する法律に基づく行政処分を受けました。同氏は、当該事実を事前に認識しており ませんでしたが、日頃から同社の取締役会において法令遵守などの視点に立った発言を行っており、 当該事実発覚後は、再発防止のための助言を行うなど、同社の社外取締役としての職責を果たしてお ります。
 - 4 川田達男, 髙木繁雄および安宅建樹の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、川田達男および髙木繁雄の両氏は6年、安宅建樹氏は4年であります。なお、川田達男および髙木繁雄の両氏は、過去、当社の社外監査役でありました。
 - 5 当社は、川田達男、髙木繁雄および安宅建樹の各氏との間で、会社法第423条第1項に関する取締役の責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認可決された場合には、 当該契約を継続する予定であります。
 - 6 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟および会社訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を塡補することとしております。各氏の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役 伊東忠昭氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠のため監査役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略歴,地位および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
はやし 林 正 博	1981年 4 月 株式会社福井銀行入行 2014年 6 月 同行取締役兼代表執行役専務 2015年 6 月 同行取締役兼代表執行役頭取(現在に至る) 2015年 6 月 一般社団法人福井県銀行協会会長 (現在に至る) 2017年 5 月 福井経済同友会代表幹事(現在に至る) <重要な兼職の状況> 株式会社福井銀行取締役兼代表執行役頭取 株式会社福井キャピタル&コンサルティング取締役会長兼CEO 一般社団法人福井県銀行協会会長 福井経済同友会代表幹事	O株
(1957年4月16日生) 新 任 社 外	<監査役候補者の選任理由> 株式会社福井銀行取締役兼代表執行役頭取であり、経営に関する 験を有しております。また、人格・識見共に優れていることから、 としての豊富な経験や識見を活かして、客観的な立場から監査をし たに社外監査役として選任をお願いするものであります。	その企業経営者

- (注) 1 林 正博氏は、社外監査役候補者であります。
 - 2 当社は、林 正博氏の選任が承認可決された場合には、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出る予定であります。
 - 3 当社は、林 正博氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項に関する監査役の責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
 - 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟および会社訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を塡補することとしております。林 正博氏の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

<株主提案(第4号議案から第8号議案まで)>

第4号議案から第8号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主(90名)の議決権の数は、844個であります。

第4号議案 定款一部変更の件(1)

○議案内容

以下の章を新設する。

第7章 原子力発電事業からの全面撤退

第44条 本会社は原子力発電事業から速やかに撤退するため、志賀原子力発電所1号機および2号機の廃炉措置について、ただちに必要な検討を開始する。

- 2 日本原子力発電株式会社敦賀発電所からの受電契約は解約する。
- 3 「原子力に関する相互技術協力」に関する他の電力事業者との協定締結にあたっては、その内容は"原子力災害が発生した場合の事故収束活動支援や住民避難支援等の相互協力、および廃炉に関する技術協力"に限定する。

第45条 本会社は,再生可能エネルギーを中心とする電力および熱供給事業を営む。

- 2 再生可能エネルギーの開発および調達にあたっては、持続可能性に配慮し、さらに生態系や自然環境・景観の大規模な破壊を行わないこととする。
- 3 新規開発の際は、計画の段階から当該地域および周辺自治体や住民に対して情報開示を行い、参加プロセスを確保して合意を得る。

○提案理由

志賀原発が停止して十年になるが電力供給に支障は生じていない。原子力規制委員会に2号機の適合性審査を申請してすでに7年目,この間,安全対策工事費と維持管理費はかさみ続けている。そのうえ原発稼働時の勤務経験がない運転員が三分の一に及び安全性確保が懸念されるなど課題は山積し、再稼働の見通しは今も立っていない。

この十年間で電力を巡る状況は大きく変わり、発電コストが大幅に下がった再生可能エネルギーこそが「脱炭素」実現の主力というのが、世界の潮流である。日本国内でも、今年2月現在、RE100 (使用電力を全て再エネで賄うと宣言する国際的企業連合)の参加企業はすでに50社、中小企業版RE100への参加も自治体を含め100団体を超えている。

困難を極めている福島原発事故の廃炉作業を見れば、原発の潜在的リスクの大きさは明らかである。現実を直視し、早く脱原発の選択をすることこそが最も合理的な経営判断である。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しい我が国において、安定供給を確保し、脱炭素社会を実現するには、安全確保を大前提に、原子力を活用すべきと考えております。

当社は、「低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けする」という社会的使命を果たすため、供給安定性、経済性に優れ、発電時に CO_2 を排出しない志賀原子力発電所の早期再稼働が最重要課題と考えております。新規制基準への適合性確認審査に的確に対応するとともに、安全性向上工事を着実に進め、十分な安全性を確保した上で、地域の皆さまのご理解のもと、早期再稼働を目指してまいります。

他事業者との受電契約や技術協力は、供給力確保や更なる安全性向上の観点から、いずれも必要です。再生可能エネルギーにつきましても、貴重なエネルギー源と認識しており、水力発電、風力発電およびバイオマス発電を中心に導入を推進してまいります。

第5号議案 定款一部変更の件(2)

○議案内容

以下の章を新設する。

第8章 再処理の禁止

第46条 本会社は使用済み核燃料の再処理をしない。

第47条 本会社はプルサーマル発電を行わない。

○提案理由

国のエネルギー基本計画では、再処理で使用済み核燃料からプルトニウムを取り出して使う核燃料サイクル政策が原発利用の前提となっている。しかし核燃料サイクルの要の高速増殖炉もんじゅは5年前に廃炉が決定し、サイクル政策はすでに破綻している。再処理工場もトラブル続きで、完成予定は当初計画から25年も遅れており、完成の見通しは全く立たないのが実態だ。この現実を直視して、今こそ破綻した国策には見切りをつけるべき時だ。

もし再処理工場がフル操業すれば、1年間に海に放出されるトリチウムだけでも福島第一原発の汚染水中に含まれるトリチウムの10倍以上、加えて各種の放射性物質が放出されることになり、原発の過酷事故以上の環境汚染をもたらす。さらに我が国は核兵器に転用可能なプルトニウムをすでに大量に保有しており、核不拡散の観点からも問題が大きい。再処理を止めればプルサーマルも止めることになるのは当然である。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

国のエネルギー基本計画では、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進が基本的方針とされ、「再処理やプルサーマル等を推進する」旨が明記されております。

また,再処理等を安定的・継続的に進めるため,再処理等拠出金法に基づき,国の一定の関与のもと再処理等を着実に実施していくための基盤が整備されており、当社は、国の基本方針に従い、これらを実施してまいります。

第6号議案 定款一部変更の件(3)

○議案内容

第4章第32条第1項および第5章第40条第1項を以下のとおり変更する。

《現行定款》

(取締役の責任免除)

第32条第1項 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同 法第423条第1項に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の 限度において免除することができる。

(監査役の責任免除)

第40条第1項 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同 法第423条第1項に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の 限度において免除することができる。

《変更案》

下線部分を追加する。

(取締役の責任免除)

第32条第1項 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同 法第423条第1項に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の 限度において免除することができる。

なお、この規定は原子力事業については適用除外とし、取締役は退任後においても無限責任を負う。ただし、「本会社は原子力発電事業からは撤退し、再生可能エネルギー中心に転換していくべきである」と取締役会において明確に主張した取締役については、その発言が取締役会の議事録に記載されていることを確認のうえ、責任免除規定を適用する。

(監査役の責任免除)

第40条第1項 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同 法第423条第1項に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の 限度において免除することができる。

なお、この規定は原子力事業については適用除外とし、監査役は退任後においても無限責任を負う。ただし、「本会社は原子力発電事業からは撤退し、再生可能エネルギー中心に転換していくべきである」と監査役会および取締役会において明確に主張した監査役については、その発言が監査役会および取締役会の議事録に記載されていることを確認のうえ、責任免除規定を適用する。

○提案理由

福島原発事故の被害者が国や東京電力を訴える訴訟は、集団訴訟だけで全国で約30件、原告数は1万人以上になる。いずれの訴訟も原発事故を招いた過失責任を問い、生業を失い、生活基盤を崩され、避難を余儀なくされたことに対する損害賠償を求めている。深刻な被害にもかかわらず、東京電力がきちんと責任を取ろうとしないことが被害者を一層苦しめ続けている。これまでに各地の地裁判決や高裁判決では、いずれも東京電力の責任は認めて賠償を命ずる判決が出された。

志賀原発を有する本会社の取締役らは、常に公益企業としての社会的責任を考えて経営判断を 行うべきである。福島原発事故を体験した後になお、活断層が否定できない地盤上にある志賀原 発のリスクを無視して再稼働を強行し、その結果、大事故を引き起こせば、当然その責任を問わ れることになる。その際に、役員報酬の範囲内という責任免除規定に逃げ込むことは、道義的に も到底許されない。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

取締役等の責任免除に係る定款規定は、取締役の職務執行の過度な委縮の抑止等が目的とされており、当社においては第78回定時株主総会(2002年6月)においてご承認いただいたものです。

この定款規定は、法令に従い、善意でかつ重大な過失がない場合にのみ、取締役等の責任を一定の限度まで免除することができるもので、その責任のすべてを免除するものではなく、また、一定数の議決権を有する株主の異議があれば責任免除が認められず、株主の皆さまの意思が反映される仕組みになっております。

当社は、志賀原子力発電所の安全対策につきまして、地域の皆さまにご安心いただけるよう、再稼働に向けて安全対策を着実に実施するとともに、原子力防災体制の強化や他事業者との技術協力を通じた更なる安全性向上への取組みを着実に進めるなど、世界最高水準を目指した安全対策を推進してまいります。

第7号議案 定款一部変更の件(4)

○議案内容

以下の章を新設する。

第9章 原子力発電事業で大事故を起こした際の損害賠償の無限責任

第48条 本会社が所有する核燃料(使用済みを含む。)に起因する大事故で周辺住民らが避難をせざるを得ないような場合には、被害者の速やかな救済に努めるとともに、本会社は加害者として無限の賠償責任を負う。

- 2 被害者が損害賠償を求める裁判外紛争解決手続き(ADR)の申立てや訴訟提起をした場合は、原則として争わないこととし、被害者のために早期解決をはかる。
- 3 被害者が本会社に対して損害賠償などを請求する権利については、原子力災害の場合はその特性を考慮して時効は撤廃すべきなので、被害者の救済を最大限に考慮するために時効を主張しないこととする。

○提案理由

福島原発事故発生から十年以上経過した今も緊急事態宣言は発令中で、先の見えない廃炉作業が続いている。損害賠償請求訴訟も各地で継続中、帰還困難区域は今も残り、ふるさとに戻りたくても戻れない住民がまだいる。

しかし今年3月,損害賠償請求権は時効を迎えた。通常3年の時効が原発事故に関しては特例法で十年に延長され、その十年が経過したのだ。だが放射性物質の健康への影響や環境汚染は長期間続き、晩発性の健康被害の発生はこれからだ。原子力災害の特性から賠償請求に時効を定めるべきではなく、日本弁護士連合会も時効再延長の立法措置を求めている。

稼働中か廃炉作業中かを問わず,万一,大事故を起こした場合には,被害者の救済を最優先にすることは,原発を始めてしまった企業として当然である。とくに賠償請求権に関しては、時効を主張せずに賠償責任を全うすることが公益事業を営む企業としての責任ある対応である。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

原子力損害賠償につきましては、万が一、原子力事故が発生した場合における被害者の保護に 万全を期することを目的とした原子力損害の賠償に関する法律等により、原子力損害賠償制度が 定められております。当社では同法律に基づき、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図る ため、2020年3月に原子力損害賠償実施方針を作成し、公表しております。

また、損害が発生した場合の賠償の支払い等に対応するため、原子力損害賠償・廃炉等支援機 構法等により、必要な資金を積み立てることとなっております。

当社といたしましては、今後もこれらの制度に適切に対応してまいります。

第8号議案

定款一部変更の件(5)

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章 役員報酬等の個別開示

第49条 本会社の個々の取締役および監査役,相談役,顧問等の報酬,賞与その他の業務執行の対価として本会社から受け取る財産上の利益は、遅滞なく公表する。

○提案理由

株主は取締役に会社の経営を委任しており、取締役の重い責任とその報酬額が見合っているか、 株主が個別に判断できるようにするのは当然である。しかし、取締役および監査役に対する報酬 は総額しか公表されず、株主が個別に判断することは不可能である。報酬額は明確な基準のもと に決定されているはずで、取締役会には、基準の根拠を説明し、その額が適当か否かの判断材料 を株主に提示する責務がある。監査役等も同様である。

本会社は電力供給という極めて公共性が高い事業を営んでおり、報酬の原資は電力料金であるから、自治体の長や議員の報酬額が開示されるのと同様に、取締役等の報酬は個別開示すべきであり、「プライバシー保護の観点等から」との非開示の理由は不当である。

なお、本議案は毎年繰り返して株主提案し、昨年の賛成比率は議決権の20.7%にも及んでいる。にもかかわらず頑なに非開示を続ける取締役会の姿勢は、明らかに時流に反している。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

取締役および監査役の報酬限度額につきましては、それぞれ株主総会において決議いただいており、取締役賞与につきましては、各事業年度の業績等を勘案し、支給の都度、株主総会で総額を決議いただいております。

取締役の各人の報酬・賞与額は、取締役会で決議した「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に従って決定しております。監査役の各人の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

取締役会は、法令に基づき、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬等の種類別の総額を事業報告において開示しております。

このような方法は、適法と認められており、一般的に広く採用されております。

また、相談役、顧問等は当社業務上必要に応じて委嘱しており、報酬等は委嘱内容に応じて適正な金額を決定しております。

なお、各人の報酬額についてはプライバシー保護の観点等から開示しておりません。

以上

(添付書類)

事 業 報 告

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

I 企業集団の事業の概況

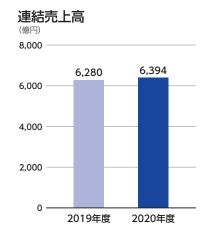
1 事業の経過および成果

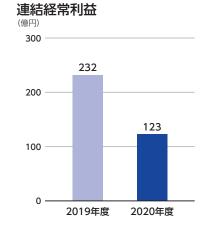
当期の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化し、厳しい状況が続きましたが、経済活動が徐々に再開するなかで、輸出・生産を中心に持ち直しの動きがみられました。北陸地域においても同様の状況で推移いたしました。

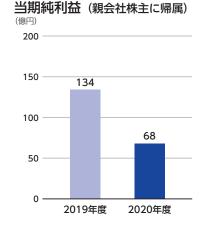
このような経済情勢の中、当年度の連結収支につきましては、売上高(営業収益)は、燃料費調整額の減少はあるものの、総販売電力量の増加などにより、前年度に比べ114億円増の6,394億円となり、これに営業外収益を加えた経常収益は118億円増の6,422億円となりました。

経常利益は、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの総販売電力量が増加し、これによる増益影響があった一方で、購入電力量の増加や卸電力取引所価格高騰影響などにより、前年度に比べ108億円減の123億円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に比べ65億円減の68億円となりました。







事業別の業績は次のとおりであります。

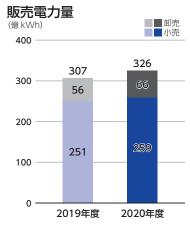
2020年4月1日に、一般送配電事業を会社分割の方法によって北陸電力送配電株式会社に承継させたことに伴い、当年度より、従来の「電気事業」を、「発電・販売事業」および「送配電事業」に区分する変更を行っておりますが、前年度との比較の観点から、変更前の区分で記載しております。

[電気事業]

当年度の総販売電力量につきましては、325億54百万キロワット時となり、前年度と比較しますと6.2%の増加となりました。

このうち、小売販売電力量につきましては、電灯においては、 冬季の気温が前年より低かったことにより暖房需要が増加した こと、電力においては、工場の操業が減少した影響はあったもの の販売拡大活動により契約電力が増加したことなどから、259億 40百万キロワット時となり、前年度と比較しますと3.5%の増加 となりました。また、卸販売電力量につきましては、卸電力取引 所等への販売増から、66億14百万キロワット時となり、前年度 と比較しますと17.9%の増加となりました。

供給力につきましては、志賀原子力発電所 1・2 号機が引き続き運転できなかったことから、厳しい状況となりましたが、水力・火力発電所の補修時期を調整するなど供給面での諸対策を講じた結果、供給を維持することができました。



(注) 送配電事業関連の販売を除きます。

特に、今冬は厳しい寒さが続き、1月上旬から中旬にかけて電力需給がひっ迫する状況となりましたが、当社グループでは供給力の確保に向けた追加対策に努めたことに加え、お客さまに節電のご協力をいただいた結果、安定した電力をお届けすることができました。

収支につきましては、売上高は、燃料費調整額の減少はあるものの、総販売電力量の増加などにより、前年度に比べ132億円増の5.840億円となりました。

また、経常利益は、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの総販売電力量が増加し、これによる増益影響があった一方で、購入電力量の増加や卸電力取引所価格高騰影響などにより、前年度に比べ121億円減の39億円となりました。

[その他の事業]

売上高は,前年度に比べ4億円減の1,066億円,経常利益は,前年度に比べ12億円増の106億円となりました。

<事業別の業績>

						売	上	-	高	経	常	利	益
						金	額	増	減	金	額	増	減
							億円		億円		億円		億円
電	:	気	事		業		5,840		132		39		△121
そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	事	業		1,066		△4		106		12
		=	†				6,907		127		145		△109
内	部	取	引	消	去		△512		_		△22		_
連					結		6,394		114		123		△108

(注) 事業別の利益につきまして、従来の営業利益に基づく算定から経常利益に基づく算定に変更しております。

なお,変更後の「発電・販売事業」および「送配電事業」の区分による当年度の事業別の業績は次のとおりであります(前年度の「送配電事業」に相当する売上高および利益または損失の金額を区分できないことから、増減は記載しておりません)。

[発電・販売事業]

発電・販売事業は、国内における発電・小売電気事業等を展開しております。

売上高は、販売収入や再エネ特措法交付金の計上などにより、5,745億円となり、経常損益は、燃料費や修繕費、購入電力料の計上などにより、82億円の損失となりました。

[送配電事業]

送配電事業は、北陸域内における一般送配電事業を展開しております。

売上高は、託送収益の計上などにより、1,756億円となり、経常利益は、修繕費や減価償却費、 購入電力料の計上などにより、122億円となりました。

2 対処すべき課題

- (1) 経営環境および長期的な経営戦略
 - ①北陸電力グループ2030長期ビジョンの策定・公表(2019年4月)

我が国では人口減少やIoT・AI,EV等の新技術による産業構造の変化が進み,今後は,技術革新による既存のビジネスモデルの破壊や新たなビジネスの創出,持続可能な社会への意識の高まり等,更なる変化が想定されています。また,エネルギー業界は,電力小売全面自由化以降の競争激化,地球温暖化に関する環境規制等,非連続な変化に晒されており,この傾向は今後加速していくと見ています。

このような中、2019年4月に、2030年度までの期間をターゲットとした「北陸電力グループ2030長期ビジョン」を策定・公表し、「北陸と共に発展し、新たな価値を全国・海外へ」を当社グループの将来のありたい姿として掲げました。その実現に向け、「北陸を基盤とした『総合エネルギー事業』の拡大」、「新たな成長事業の開拓」の2つを基本戦略として取り組み、持続的な成長を果たすことで財務目標の達成を図ってまいります。

<北陸電力グループ2030長期ビジョン実現に向けた基本戦略>

a.北陸を基盤とした「総合エネルギー事業」の拡大

発電部門:設備の安全・安定稼働や低コストと低炭素化の両立

販売部門:総合エネルギーサービスや付加価値サービスの積極拡大

送配電部門:電力・サービス品質や低廉な託送料金の維持

b.新たな成長事業の開拓

集中的に取り組む分野(地域の課題解決,保有資源と新技術を融合した新たなサービス, 海外電力事業)

②2050年の将来像および2050年カーボンニュートラル達成に向けたロードマップの策定・公表 (2021年4月)

2020年10月の政府による「2050年カーボンニュートラル宣言」をはじめとした脱炭素社会の実現に向けた社会の動きが加速していることに加え、4D(脱炭素化、分散化、デジタル化、人口減少)の進展等による経営環境の変化に伴い電気事業の価値構造が今後大きく変化していくことが想定されるため、2050年に向けて当社グループが既存の電気事業の枠を超えて事業を展開していく将来像および2050年カーボンニュートラル達成に向けたロードマップを2021年4月に策定・公表しました。

<2050年に向けた当社グループの将来像>

既存の電気事業の枠を超えて事業を展開し、地球温暖化問題への対応および地域の持続可能な発展とスマート社会の実現という社会課題の解決に貢献してまいります。

<2050年カーボンニュートラル達成に向けたロードマップ>

地球温暖化対策としての脱炭素社会の実現は大きな社会的課題であり、当社グループは、信頼され選択される責任あるエネルギー事業者として、「電源の脱炭素化」、「送配電網の高度化」および「お客さまや地域のゼロエミッション支援」を通じ、2050年カーボンニュートラルに挑戦します。

(2) 経営方針および対処すべき課題

当社グループは「北陸電力グループ2030長期ビジョン」達成に向けた具体的な実行計画として、「安定供給の確保」、「総合エネルギー事業の競争力強化」、「グループ総力による事業領域拡大」および「企業文化の深化」の4つの柱からなる「第一次中期経営方針<2019~2022年度>」を2019年4月に策定・公表しました。2021年度においては、同ビジョンの達成に向け、足元の情勢変化等を踏まえつつ、施策の加速化・深掘りを図るため、「第一次中期経営計画<2019~2022年度>【2021年度版】」を策定・公表しました。

<2021年度の重点施策>

①安定供給の確保

志賀原子力発電所の新規制基準への適合性確認審査における敷地内断層の活動性評価に 適切に対応するとともに、安全強化に徹底して取り組み、早期再稼働を目指してまいりま す。

また、主要石炭火力発電所について、タービン更新やAI・IoTの活用等によりトラブルの未然防止対策を強化するとともに、更なる発電効率の向上を図ります。

流通設備についても、高経年設備の計画的な更新等により、安定供給を確保するとともに、再生可能エネルギー大量導入や電気自動車・蓄電池の普及拡大を踏まえた配電高度化等への対応およびレジリエンス(強靭性・回復力)強化に向けた設備対策および関係機関との連携に取り組んでまいります。

②総合エネルギー事業の競争力強化

信頼され選択される責任あるエネルギー事業者として、社会的な課題である脱炭素社会の 実現に取り組んでまいります。電源側では、再生可能エネルギー開発を加速するとともに、 アンモニア・水素等の脱炭素技術の活用に向けた検討を実施します。 需要側では、RE100対応の電気料金メニューや太陽光発電設備の第3者所有モデルの提供等、脱炭素化に向けた新たな価値サービスを展開するとともに、エネルギーの地産地消や地域活性化に向けて地域のエネルギー事業に主体的に参画してまいります。

③グループ総力による事業領域拡大

グループの持続的な成長に向け、既存事業領域の拡大および新たな事業領域の創出に取り組むとともに、新規事業を軌道に乗せ、事業の利益確保を図ってまいります。金沢市ガス事業・発電事業民営化を受けた事業譲受会社の設立やUAEガス火力発電事業への参画等、グループ全体での収益性向上を図ってまいります。

④企業文化の深化

当社グループを取り巻く経営環境の変化に対応した,成長事業への人員配置強化等の仕事の進め方改革,在宅勤務制度の推進をはじめとする働き方改革や健康経営の推進に取り組んでまいります。

また,新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るとともに,より一層のコンプライアンスの徹底に向けた不断の取組みや労働災害防止に向けた安全文化の更なる深化により,地域社会から信頼され選択される企業を目指してまいります。

(3) 目標とする経営指標等

2019年4月に「北陸電力グループ2030長期ビジョン」において、当社グループの将来のありたい姿を踏まえ、以下の財務目標を設定・公表しました。

- ■連結自己資本比率 2030年度までに30%以上
- ■連結経常利益 期間平均(2019~2030)350億円以上
- ■事業ポートフォリオ 2030年度頃までに連結経常利益ベースで

電気事業:電気事業以外=2:1

<投資および株主還元の基本的な考え方>

志賀原子力発電所の再稼働や電源の安定稼働,総合エネルギー事業の拡大,成長事業の創出により、キャッシュの創出に努めていくとともに、安定配当を継続するという配当方針のもと、安定的な事業運営や持続的な成長を遂げるために必要な投資、財務基盤の強化、株主還元にバランスよく配分してまいります。

3 設備投資の状況

(1) 当年度における設備投資額

	区			分		投	資	額
発	電	• 販	売	事	業	508億円		
送	配	電		事			343	
そ	の	他	の	事	業	47		7
合					計		899)

(2) 当年度における主な建設中の設備

[北陸電力送配電株式会社]

設值	備別	名称					相	要	運転開始予定年月		
変		加	賀	変	電	所	電圧容量	27万5千ボルト 40万キロボルトアンペア (増設)	2 0 2 3	3 年 9 月	

(3) 当年度中に休止した主な設備

[当社]

設'	備別	名	称	概	要	休	止	年	月
発	電	富山新港火		出力	24万キロワット	2 0	2 0	年 1	0 月

4 資金調達の状況

(1) 社 債

発行額	償 還 額
600億円	500億円

(注) 発行額はすべて国内普通社債であります。

(2) 長期借入金

借入額	返済額
470億円	522億円

(3) 短期借入金

当年度における短期借入金の総借入額と総返済額を差し引きした結果,46億円の純減となりました。

5 財産および損益の状況の推移

区分	2017年度 (第94期)	2018年度 (第95期)	2019年度 (第96期)	2020年度 (当期) (第97期)
売 上 高 (億円)	5,962	6,229	6,280	6,394
経常利益(億円)	26	66	232	123
親会社株主に帰属 (億円)	△4	25	134	68
1 株当たり当期純利益	△2円33銭	12円07銭	64円34銭	32円73銭
総 資 産 (億円)	15,887	15,731	15,929	15,956

Ⅱ 企業集団および当社の概況 (2021年3月31日現在)

1 企業集団の主要な事業内容

電気事業

2 企業集団の主要な事業所等

(1) 主要な事業所および発電所

[当社]

	(
本店	(富山市)
地域共生本部	(金沢市)
原子力本部	(石川県志賀町)
支店	富山支店(富山市),高岡支店(高岡市),新川支店(魚津市), 石川支店(金沢市),七尾支店(七尾市),小松支店(小松市), 福井支店(福井市),丹南支店(越前市)
支社	東京支社(東京都千代田区)
営 業 所	5か所(飛騨市,南砺市,輪島市,珠洲市,敦賀市)
水力センター	6か所(富山市(2か所),飛騨市,魚津市,白山市,大野市)
水 力 発 電 所 (出 力 8 万) (キロワット以上)	神通川第一発電所 (富山市) 和田川第二発電所 (富山市) 手取川第二発電所 (白山市) 有峰第一発電所 (富山市) 有峰第二発電所 (富山市)
火 力 発 電 所 (出力 25万) (キロワット以上)	富山火力発電所 (富山市) 福井火力発電所 (坂井市) 富山新港火力発電所 (射水市) 敦賀火力発電所 (敦賀市) 七尾大田火力発電所 (七尾市)
原子力発電所	志賀原子力発電所 (石川県志賀町)

[北陸電力送配電株式会社]

本店	(富山市)
支 社	富山支社(富山市),石川支社(金沢市),福井支社(福井市)
配電センター	6か所(飛騨市,南砺市,輪島市,珠洲市,大野市,敦賀市)

(2) 子会社等の本店

【連結子会社】	
北陸電力送配電株式会社	(富山市)
日本海発電株式会社	(富山市)
北陸プラントサービス株式会社	(富山市)
日本海建興株式会社	(富山市)
北電テクノサービス株式会社	(富山市)
北陸電気工事株式会社	(富山市)
日本海コンクリート工業株式会社	(富山市)
北陸通信ネットワーク株式会社	(金沢市)
株式会社パワー・アンド・IT	(富山市)
北電情報システムサービス株式会社	(富山市)
北陸エルネス株式会社	(富山市)
北陸電力ビジネス・インベストメント合同会社	(富山市)
北電産業株式会社	(富山市)
ホッコー商事株式会社	(富山市)
北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社	(富山市)
日本海環境サービス株式会社	(富山市)
北電技術コンサルタント株式会社	(富山市)
株式会社北陸電力リビングサービス	(富山市)
北電パートナーサービス株式会社	(富山市)
北陸電力ウィズスマイル株式会社	(富山市)
株式会社フレデリッシュ	(敦賀市)

【持分法適用関連会社】	
北陸計器工業株式会社	(野々市市)
北陸電機製造株式会社	(滑川市)
福井都市ガス株式会社	 (福井市)
株式会社ケーブルテレビ富山	(富山市)
F3 Holding Company B.V.	(オランダ)
F3 O&M Company Ltd	(アラブ首長国連邦)

3 企業集団の従業員の状況

	Σ	<u> </u>	,	分		従	業	員	数
発	電	· 貝	反赤	事	業			2,802	2名
送	配	Ē	Ē	事	業			2,150)
そ	の	他	の	事	業			3,374	1
合					計			8,326	5

(注)事業区分を従来の「電気事業」「その他の事業」から「発電・販売事業」「送配電事業」「その他の事業」に変更したため、前年度末からの増減を記載しておりません。

4 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
【連結子会社】	百万円	%	
北陸電力送配電株式会社	10,000	100.0	送配電事業
日本海発電株式会社	7,350	100.0	発電事業
北陸プラントサービス株式会社	95	100.0	火力・原子力発電設備に関する工事
日本海建興株式会社	200	48.0	建築・土木・舗装工事の設計・施工
北電テクノサービス株式会社	50	100.0	水力発電・変電設備の保守
北陸電気工事株式会社	3,328	50.1	電気工事
日本海コンクリート工業株式会社	150	80.0	コンクリートポール・パイルの製造・販売
北陸通信ネットワーク株式会社	6,000	100.0	専用通信回線サービス, データ伝送回線サービス
株式会社パワー・アンド・IT	495	65.0	データセンター事業
北電情報システムサービス株式会社	50	100.0	ソフトウェアの開発・保守
北陸エルネス株式会社	200	65.0	LNGの販売
北陸電力ビジネス・インベストメント合同会社	10	100.0	有価証券の取得・保有
北電産業株式会社	100	100.0	不動産の賃貸・管理,人材派遣,リース
ホッコー商事株式会社	240	50.1	不動産の賃貸
北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社	110	100.0	エネルギーソリューション事業
日本海環境サービス株式会社	50	100.0	環境調査,環境緑化
北電技術コンサルタント株式会社	50	100.0	土木・建築工事の調査・設計・監理
株式会社北陸電力リビングサービス	50	100.0	家庭向け営業業務
北電パートナーサービス株式会社	20	100.0	管理間接業務に関する事務代行
北陸電力ウィズスマイル株式会社	17	100.0	オフィスサポート業務
株式会社フレデリッシュ	20	66.0	農産物の生産

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容			
【持分法適用関連会社】	百万円	%				
北陸計器工業株式会社	30	40.0	電力量計等の製造・修理・試験			
北陸電機製造株式会社	200	19.8	変圧器・配電盤の製造・販売			
福井都市ガス株式会社	495	34.0	ガス小売事業			
株式会社ケーブルテレビ富山	2,010	23.4	有線テレビ放送サービス			
F3 Holding Company B.V	54,460米ドル	49.0	火力発電事業の権益保有			
F3 O&M Company Ltd	80,000米ドル	34.0	火力発電所の運転・メンテナンス			

- (注) 1 出資比率は自己株式を控除して計算し、間接保有分を含んでおります。
 - 2 当社は、2020年4月1日付で当社の一般送配電事業を吸収分割により北陸電力送配電株式会社に承継いたしました。当該承継に伴い、同社の資本金は5百万円から100億円に増加しております。
 - 3 北陸プラントサービス株式会社は、2020年4月1日付で商号を北陸発電工事株式会社から変更しております。
 - 4 当年度より、支配力基準により子会社となった日本海建興株式会社を連結子会社としております。また、重要性の観点から、前年度まで非連結子会社であった株式会社パワー・アンド・ITおよびホッコー商事株式会社を連結子会社とし、北陸計器工業株式会社、北陸電機製造株式会社および福井都市ガス株式会社を持分法適用関連会社としております。
 - 5 当社は、2020年6月25日付で北陸電力ビジネス・インベストメント合同会社を、2021年3月16日付で株式会社フレデリッシュを、それぞれ子会社として設立いたしました。
 - 6 当社は、2021年3月29日付でF3 Holding Company B.V.およびF3 O&M Company Ltdの株式を取得し、持分法適用関連会社といたしました。
 - 7 2021年4月1日付で、北電産業株式会社は北電産業小松ビル合同会社を設立いたしました。当社は、同会社を連結子会社としております。

5 企業集団の主要な借入先

借	入	先		借入金残高
株式会	社 み ず	ほ銀	行	839億円
日本生	命 保 険 相	互 会	社	610
株 式 会	社 北	陸銀	行	395
株式会社	日本政策	投資銀	行	375
明治安田	生命保険	相互会	社	320
株式会社	上	F J 銀	行	307
株 式 会	社 北	國 銀	行	243
株式会	社 三 井 倍	i 友 銀	行	240
第一生	命保険が	未 式 会	社	205
三井住友	信託銀行	株式会	社	150
大 樹 生	命保険が	未 式 会	社	150

6 当社の株式の状況

(1) 発行可能株式総数

4億株

(2) 発行済株式総数

2億1,033万3,694株

(3) 株 主 数

8万1,772名

(4) 大 株 主

株 主 名	持株数およ	び出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	13,208千株	6.3%
富山県	11,270	5.4
北陸電力従業員持株会	7,991	3.8
株式会社北陸銀行	7,700	3.7
株式会社日本カストディ銀行 (信 託 ロ)	7,259	3.5
株式会社北國銀行	6,000	2.9
日本生命保険相互会社	4,752	2.3
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,341	1.6
株式会社日本カストディ銀行 (信 託 □ 5)	2,821	1.4
株式会社富山第一銀行	2,740	1.3

- (注) 1 出資比率は自己株式を控除して計算しております。
 - 2 株式会社日本カストディ銀行は,2020年7月27日付で,JTCホールディングス株式会社,日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社が合併し,商号を変更したものであります。
- (5) 自己株式の取得, 処分および保有

	取得または 処分の株数	取 得 ま た は 処分価額の総額
単元未満株式の買取り請求による取得	8,396株	5百万円
単元未満株式の買増し請求による処分	591	0
決算期における保有株式	1,565,626	_

(注) 上表における株式は全て普通株式であります。

7 当社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

ŀ	£	名	地位	担当および重要な兼職の状況
久	和	進	代表取締役会長	北陸経済連合会会長 一般財団法人北陸産業活性化センター会長 呉羽観光株式会社代表取締役社長 とやま医療健康システム株式会社代表取締役社長 株式会社カターレ富山代表取締役会長
金	井	豊	代表取締役社長 社長執行役員	黒部川電力株式会社代表取締役
石	黒	伸彦	代表取締役副社長副社長 朝社長	地域共生本部長,原子力本部長 地域共生本部(総務部,業務部),原子力本部(原子力部, 地域社会部,志賀原子力発電所),土木建築部
水	谷	和久	代表取締役副社長副社長 執行役員	地域広報部,人事労務部,総務部,立地部,資材部 北電パートナーサービス株式会社代表取締役社長 北陸電力ウィズスマイル株式会社代表取締役社長
塩	谷	誓 勝	取 締 役 常 務 執 行 役 員	環境部,燃料部,火力部
松	Ш	光司	取 締 役 常務執行役員	営業本部長 営業本部 (営業本部室,エネルギー営業部,リビング営業部,お客さまサービス部),電力取引部 北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社代表取締役社長 富山共同自家発電株式会社代表取締役社長
大	西	賢治	取 締 役 常務執行役員	品質管理部長 原子力安全推進部, 品質管理部, 情報システム部, 技術開発研究所, 水力部 日本海発電株式会社代表取締役社長
平	Ш	亙	取 締 役 常 務 執 行 役 員	経営企画部,事業開発部,経理部 北陸電力ビジネス・インベストメント合同会社職務執行者社長
ЛП	⊞	達 男	取 締 役	セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者 KBセーレン株式会社代表取締役会長 Seiren U.S.A. Corporation取締役会長 ダイキン工業株式会社社外取締役 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員) 富士フイルムホールディングス株式会社社外取締役
髙	木	繁 雄	取 締 役	富山商工会議所会頭 日医工株式会社社外取締役 川田テクノロジーズ株式会社社外取締役(監査等委員)
安	宅	建 樹	取 締 役	金沢商工会議所会頭 澁谷工業株式会社社外監査役

F	无	名	, 	地	3		,	位	担当および重要な兼職の状況
水	上	靖	仁	常	勤	監	査	役	
江	Ш	明	孝	常	勤	監	査	役	
細	ЛП	俊	彦	鰛		査		役	弁護士 富山市個人情報保護審査会会長 富山市行政不服審查会会長 富山県個人情報保護審議会会長 富山県都市計画審議会会長 富山県国土利用計画審議会会長
秋	庭	悦	子	監		查		役	特定非営利活動法人あすかエネルギーフォーラム理事長
伊	東	忠	昭	監		查		役	福井商工会議所会頭

- (注) 1 取締役 川田達男、同 髙木繁雄、同 安宅建樹は、社外取締役であります。
 - 2 監査役 細川俊彦, 同 秋庭悦子, 同 伊東忠昭は, 社外監査役であります。
 - 3 当社は、社外取締役および社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
 - 4 当期中における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

2020年 6 月25日	代表取締役副社長 副社長執行役員 尾島志朗が退任 常勤監査役 高松 正が退任
2020年 6 月25日	大西賢治, 平田 亙が取締役に就任 江田明孝が監査役に就任
2020年 6 月25日	取締役 常務執行役員 水谷和久が代表取締役副社長 副社長執行役員に, 取締役 大西賢治, 同 平田 互が取締役 常務執行役員にそれぞれ就任
2020年 6 月25日	監査役 江田明孝が常勤監査役に就任

- 5 代表取締役社長 社長執行役員 金井 豊は,2021年4月15日,一般社団法人世界原子力発電事業者協会東京センター議長に就任いたしました。
- 6 常勤監査役 水上靖仁は、当社の経理部長を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 7 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 取締役および監査役に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(以下、方針といいます。)を定めており、その概要は以下のとおりであります。

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を考慮して定めるものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、月例の基本報酬および毎年一定の時期に支給する賞与により構成し、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み月例の基本報酬のみといたします。

取締役の月例の基本報酬の額は、役位に応じて、他社水準および当社の経営環境や業績等を考慮し、総合的に勘案して決定いたします。取締役(社外取締役を除く)の賞与の額は、各事業年度の業績等を勘案し、支給の都度、株主総会の決議を得た後、役位に応じて決定いたします。

取締役の個人別の基本報酬の額は、社外取締役3名と代表取締役会長、代表取締役社長の5名により構成される報酬に関する会議で審議を行ったうえで、取締役会の一任を受けた代表取締役会長および代表取締役社長が、当該審議の内容に従って決定いたします。取締役の個人別の賞与の額は、支給の都度、株主総会の決議を得た後、報酬に関する会議で審議を行ったうえで、取締役会の一任を受けた代表取締役会長および代表取締役社長が、当該審議の内容に従って決定いたします。

また、方針の決定方法については、社外取締役3名と代表取締役会長、代表取締役社長の5名により構成される報酬に関する会議で審議を行ったうえで、2021年2月25日開催の取締役会において決議いたしました。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額については、2006年6月29日開催の第82回定時株主総会において、月額4,200万円以内とすることを決議しております。当該総会終結時の取締役の員数は11名であります。

監査役の報酬額については、2006年6月29日開催の第82回定時株主総会において、月額800万円以内とすることを決議しております。当該総会終結時の監査役の員数は5名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の一任を受けた代表取締役会長久和進および代表取締役社長金井豊が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、取締役の個人別の基本報酬の額および取締役の個人別の賞与の額の決定であり、この権限を委任した理由は、役位に応じた基本報酬の額および賞与の額を決定するには、各取締役の役位に求められる職責とその実績を十分に把握している代表取締役会長および代表取締役社長が最も適しているからであります。

当該権限が適切に行使されるよう、報酬に関する会議で方針を踏まえて審議を行ったうえで、取締役会の一任を受けた代表取締役会長および代表取締役社長が当該審議の内容に従って決定することを取締役会が定めております。なお、当年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、方針の決定以前に定めたものでありますが、方針と同様の内容により決定されていることから、取締役会はその内容が方針に沿うものであると判断いたしました。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別	対象となる 役員の員数	
1又貝匹刀	(百万円)	基本報酬	賞与	(人)
取締役	239	239	_	12
(うち, 社外取締役)	(17)	(17)	(-)	(3)
監査役	40	40	_	6
(うち, 社外監査役)	(17)	(17)	(-)	(3)

- (注) 1 上記には、第96回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含めております。
 - 2 当年度(2020年度)に係る役員賞与については、支給しないことといたしました。

(3) 当年度における社外役員の主な活動状況

区分	氏 名				取締役会出席状況(出席率)	監査役会出席状況(出席率)
	Ш	\blacksquare	達	男	91%	
社 外 取締役	髙	木	繁	雄	100%	
	安	宅	建	樹	100%	
	細川俊		俊	彦	100%	100%
社外	秋	庭	悦	子	100%	100%
	伊	東	忠	昭	100%	100%

①社外取締役

上記出席状況のもと、取締役会における議論の中で、経験と識見等を活かして、独立した客観的な立場から有益な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する指導・

助言等適切な役割を果たしていただいております。また、報酬に関する会議に出席し、意見を述べていただくとともに、役員懇談会(社外取締役、社外監査役、代表取締役会長、代表取締役社長による懇談会)および社外役員懇談会(社外取締役、社外監査役、常勤監査役による懇談会)に出席し、当社の経営課題や取締役会の運営等について貴重な意見を述べていただきました。

②社外監査役

上記出席状況のもと,取締役会および監査役会における議論の中で,経験と識見等を活かして,独立した客観的な立場から有益な発言をいただくなど,当社の社外監査役として業務執行に対する監視・指導・助言等適切な役割を果たしていただいております。また,役員懇談会および社外役員懇談会に出席し,当社の経営課題や取締役会の運営等について貴重な意見を述べていただきました。

(4) 責仟限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項に関する取締役および監査役の責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟および会社訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。

当社は、上記の保険契約において、犯罪行為に起因する損害等を填補対象外とし、また、一定額に至らない損害を填補の対象としない免責額を定める等、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料については、当社が全額負担しております。

Ⅲ 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2 当年度に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

- (1) 当社および子会社が支払うべき報酬等の額の合計額 99百万円
- (2) (1)の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額の合計額 45万万円
- (3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由 監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの入手資料や報告聴取を通じて、会 計監査人の監査計画、報酬見積りの算出根拠および前事業年度における職務執行状況等を総合的 に検討した上で、同意しております。

3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識に関する会計基準」に関する助言業務についての対価を支払っております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等、会計 監査人が継続してその職責を遂行する上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、その事実に 基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行います。

連結貸借対照表

	(2021年3月	月31日現在)	(単位:百万円)
資 産 の	部	負債及び純資産	の部
科目	金額	科目	金額
固 定 資 産	1,350,284	固 定 負 債	1,006,650
電気事業固定資産	868,222	社	475,000
水力発電設備	98,645	長期借入金	405,555
汽 力 発 電 設 備	203,632	退職給付に係る負債	32,180
原子力発電設備	120,441	資 産 除 去 債 務	85,692
送 電 設 備	161,426	そ の 他	8,221
変 電 設 備	92,079	流 動 負 債	212,589
配 電 設 備	153,359	1 年以内に期限到来の固定負債	86,593
業 務 設 備	32,304	短 期 借 入 金	7,080
その他の電気事業固定資産	6,332	支払手形及び買掛金	33,585
その他の固定資産	54,583	未 払 税 金	11,817
固定資産仮勘定	156,949	そ の 他	73,512
建設仮勘定及び除却仮勘定	149,289	引 当 金	20,645
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	7,659	渇 水 準 備 引 当 金	20,645
核燃料	86,984	負 債 合 計	1,239,886
装 荷 核 燃 料	26,219		
加工中等核燃料	60,765		
投資その他の資産	183,544		
長 期 投 資	111,661	株 主 資 本	329,485
退職給付に係る資産	24,181	資 本 金	117,641
繰 延 税 金 資 産	40,302	資本剰余金	33,992
その他	9,238	利 益 剰 余 金	181,208
貸倒引当金(貸方)	△1,839	自 己 株 式	△3,356
流 動 資 産	245,342	その他の包括利益累計額	9,139
現金及び預金	132,310	その他有価証券評価差額金	4,685
受取手形及び売掛金	72,019	繰延へッジ損益	1,891
たな卸資産	27,203	退職給付に係る調整累計額	2,562
そ の 他	15,140	非 支 配 株 主 持 分	17,115
貸倒引当金(貸方)	△1,331	純 資 産 合 計	355,740

1,595,626

1,595,626

合

連結損益計算書

(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	費	F	 用	0)	部				収	Į	1	益		の	部		3. 3/
	科		E	3	金	額		科							金		額
営	業		費	用		621,616	営		業	ŧ		収		益		639	,445
	電気	事業	営業	費用		571,766		電	気	事	業	営	業」	収 益		583	,395
	その作	也 事 業	営業	費用		49,849		そ	<i>o</i>	他	事 業	営	業	収 益		56	,050
	営	業	利	益		17,828											
営	業	外	費	用		8,268	営		業		外	収	Į.	益		2	,793
	支	払	利	息		6,916		受]	取	酉□		$\stackrel{\text{\tiny H}}{=}$	金			465
	そ	0		他		1,351		受		取	!	禾	IJ	息			62
								持:	分法	去に	よ	る接	資	利益			292
								退	職	給(寸制	度	終	了 益			532
								そ			0			他		1	,441
当	期 経	常費	用合	計		629,885	当	期	経	常	収	益	合	計		642	,239
当	期:	経常	利	益		12,354											
渇	水準備金	₹引当∑	スは取り	崩し		△177											
	渇水準備	討当金 明	収崩し(貸方)		△177											
税:	金等調	整前当	期純和	引益		12,531											
法	人	;	税	等		4,047											
	法	人	税	等		3,408											
	法 人	税等	調	整額		639											
当	期	純	利	益		8,484											
非法	を配株主に	帰属する	る当期純	利益		1,650											
親会	会社株主に	帰属する	る当期純	利益		6,834											

貸借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の	部	負債及び純資産	の部
科 目	金額	科 目	金額
「大きないいでは、「大きない」」」というでは、「おいっか」。「おいっか」」というでは、「おいっか」。「おいっか」」というでは、「おいっか」。「おいっか」」というでは、「おいっか」。「おいっか」」というでは、「おいっか」。「おいっか」」というでは、「おいっか」。「おいっか」」というでは、「おいっか」。「おいっか」」というでは、「おいっか」。「おいっか」」というでは、「おいっか」。「おいっか」」というでは、「おいっか」。「おいっか」」というでは、「おいっか」。「おいっか」」というでは、「おいっか」。「おいっか」」というでは、「おいっか」。「おいっか」」というでは、「おいっか」。「おいっか」」というでは、「おいっか」。「おいっか」」というでは、「おいっか」。「おいっか」。「おいっか」。「おいっか」。「おいっか」。「おいっか」。「おいっか」。「おいっか」。「おいっか」。「おいっか」。「おいっか」。「おいっか」。「おいっか」。「おいっか」。「おいっか」。「おいっか」。「いっか」。「はいっか」。「いっか」」というでは、「いっか」。「いっか」。「いっか」。「いっか」。「いっか」。「いっか」。「いっか」」は、「いっか」。「いっか」。「いっか」」は、「いっか」。「いっかっか。「いっか」。「いっか。「いっか」。「いっか」。「いっか」。「いっか」。「いっか」。「いっか。「いっか。」「いっかっか。」「いっか。」「いっか。」「いっかっか。」「いっかっか。」「いっか。」「いっかっか。」「いっかっかっかっか。」「いっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっかっか	1,297,644 444,904 92,697 204,744 120,879 2,084 24,406 0 90 1,974 9,625 148,230 140,555 7,659 86,984 26,219 60,765 605,924 101,782 446,845 11,762 18,582 26,957 △5 209,313 102,495 54,579 2,555 17,639 3,142 19,136 9,947 △182	「国際のでは、大学のは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	987,925 475,000 405,555 0 77 18,539 85,565 3,186 214,256 86,043 5,500 33,722 4,863 45,299 507 329 37,597 61 331 20,645 20,645 1,222,827 277,696 117,641 33,993 33,993 129,417 28,386 101,031 270,000 31,029 △3,356 6,433 4,542 1,891 284,130
合計	1,506,958	合計	1,506,958

損益計算書

(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

費用の	部	収益の	部
科目	金額	科目	金額
営 業 費 用	583,570	営 業 収 益	577,106
電気事業営業費用	581,223	電気事業営業収益	574,572
水 力 発 電 費	18,405	電灯料	171,159
汽 力 発 電 費	146,943	電力料	269,399
原 子 力 発 電 費	39,968	他、社、販・売・電・力・料	81,974
新エネルギー等発電費	173	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	780
他、社、購、入、電、力、料	136,269	賠 償 負 担 金 相 当 収 益	399
販 売 費	12,641	再エネ特措法交付金	37,595
休 止 設 備 費	73	電気事業雑収益	13,251
貸 付 設 備 費	7	貸 付 設 備 収 益	10
一 般 管 理 費	26,193		
接続供給託送料	131,041		
再 エ ネ 特 措 法 納 付 金	66,643		
事業税	2,868		
電力費振替勘定(貸方)	△9		
附带事業営業費用	2,347	附带事業営業収益	2,534
ガス供給事業営業費用	2,347	ガス供給事業営業収益	2,534
営 業 損 失	(6,463)		
営 業 外 費 用	7,716	営業外収益	5,808
財務費用	7,154	財務 収益	5,119
支 払 利 息	6,934	受 取 配 当 金	2,409
社 債 発 行 費	220	受 取 利 息	2,709
事業外費用	562	事業外収益	689
雑 損 失	562	固定資産売却益	15
		雑 収 益	674
当期経常費用合計	591,286	当 期 経 常 収 益 合 計	582,915
当期経常損失	8,371		
渇水準備金引当又は取崩し	△177		
渇水準備引当金取崩し(貸方)	△177		
税引前当期純損失	8,193		
法人税等	△3,099		
法人税等	△6,654		
法人税等調整額	3,554		
当期 純損失	5,094		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

北陸電力株式会社

代表取締役会長 久 和 進 殿

EY新日本有限責任監査法人

富 山 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 裕 之 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春 日 淳 志 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 康 宏 印業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸電力株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又

は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性,並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が,我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに,関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示,構成及び内容,並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

北陸電力株式会社

代表取締役会長 久 和 進 殿

EY新日本有限責任監査法人

富 山 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 裕 之 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春 日 淳 志 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 康 宏 印業務 執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸電力株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集

計すると,計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に,重要性があると判 断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は,内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが,監査人は,リスク評価の実施に際して,状況に応じた適切な監査手続を立案するために,監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性,並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が,我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに,関連する注記事項を含めた計算書類等の表示,構成及び内容,並びに計算書 類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には,公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門 その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるととも に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき,当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書,計算書類(貸借対照表,損益計算書,株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表,連結損益計算書,連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお, 志賀原子力発電所の安全対策の実施状況等を確認しておりますが, 今後ともその取組状況を注視してまいります。

2021年5月14日

北陸電力株式会社 監査役会

常勤監査役水 上 靖 仁 孝印 常勤監査役汀 \mathbf{H} 明 彦印 監查役(計外監查役) 細 JH 俊 悦子印 監查役(社外監查役) 秋 庭 東 忠 昭印 監査役(社外監査役) 伊

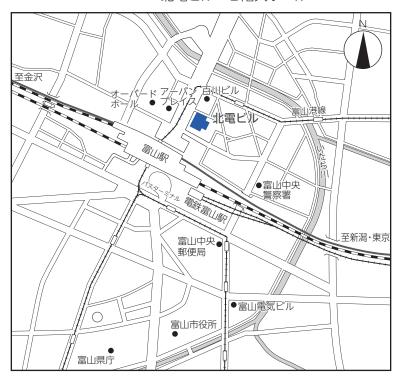
以上

〈新型コロナウイルス感染症への対応について〉

- ・感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、**極力、書面またはイン** ターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。
- ※株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

株主総会会場ご案内

会場 富山市牛島町15番1号 北電ビル 2階大ホール



○会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。